大阪府総務部契約局競争入札審査会設置要綱

（目的）

第１条　この要綱は、入札契約事務の透明性、客観性を確保するため、総務部契約局に「大阪府総務部契約局競争入札審査会」（以下「審査会」という。）を設置するとともに、その運営について必要な事項を定める。

（所管事務）

第２条　審査会は、以下の事務を所管する。

１　大阪府が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、委託役務業務及び物品調達に関する入札参加資格登録に関する次に掲げる事務

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の５第 1 項の規定により、一般競争入札（「地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）」の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札を含む。以下同じ。）に参加する者に必要な資格要件を定める場合の審査及び入札参加資格審査申請者の入札参加資格の有無の審査

(2)　「大阪府建設工事等入札参加資格審査要綱」第３条第２項に基づく土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事、舗装工事における予定価格に対応する等級及び等級区分評点に関する審査、及び入札参加資格審査申請者の等級区分の実施に関する審査

２　総務部契約局長が契約する案件に関する次に掲げる事務。ただし、総合評価一般競争入札の方式によるものについては、評価項目、評価内容及び評価点数に係る調査及び審査を除く。

(1)　一般競争入札の方式により契約する案件に関し、令第 167 条の５の２に基づく入札参加資格を定めるに当たって審査を行うこと、及び入札参加申請者の入札参加資格の有無の審査を行うこと。

(2)　電子入札システムの方式による入札に関して、開札後入札参加者の入札参加資格の審査（事後審査）を行うこと。

(3)　一般競争入札において入札参加資格がないと認めた理由についての苦情があった場合の審査を行うこと。

３　大阪府が特定者と特命随意契約により契約しようとする案件のうち、特定者以外の入札参加意思を公募により確認する手続を経て請負者を決定する案件に関し、応募要件を定めるに当たって審査を行うこと、及び参加希望者の資格の有無の審査を行うこと。

４　大阪府が公募により複数の者から企画・技術等の提案を受け、その中から意欲及び実績・能力等を総合的に評価し、府が調達する業務等の目的に最も合致した企画・技術能力等を有する事業者を選定する方式（以下「公募型プロポーザル方式」という。）により事業者を選定する案件に関し、その採用の適確性、公募条件、公募期間及び事業者選定方法の基本的事項並びに選定委員会の構成などについて、審査を行うこと。

５　総務部契約局長が契約する案件に関し、令第 167 条の 10 第 1 項に基づく低入札価格調査制度を採用した入札について、あらかじめ設定した調査基準価格を下回る入札があった場合、「大阪府総務部契約局低入札価格調査制度実施要綱」に基づき調査及び審査を行うこと。

６　総務部契約局長が契約する案件に関し、談合情報がもたらされた場合又は談合の疑いがある場合に「大阪府総務部契約局公正入札対応マニュアル」に基づき調査及び審査を行うこと。

７　総務部契約局長が契約し、請負者に通知する建設工事、測量・建設コンサルタント等（総務部契約局長以外の者が契約した建設工事のうち契約金額が 250 万円を超える案件及び測量・建設コンサルタント等のうち契約金額が 100 万円を超える案件を含む。）の成績評定に関する次に掲げる事務

(1) 通知した評定点等に関し、請負者が説明を求めた場合に評定の評価を行うこと。

(2) その他成績評定の運用に係ること。

（審査会の組織等）

第３条　審査会に会長及び副会長を置き、審査会の組織は、別表１に掲げる者をもって充てる。ただし、会長は、審査する内容によっては大阪府入札監視委員会委員（以下「入札監視委員会委員」という。）、各部局の職員及び予算執行機関の職員を加えることができる。

２　会長は、会務を総括する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（報酬）

第４条　入札監視委員会委員が審査会に出席する場合におけるその報酬の額は、日額一万四百円とする。

２　前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。

３　入札監視委員会委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬は支給しない。

（費用弁償）

第５条　入札監視委員会委員が審査会に出席する場合におけるその費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和 40 年大阪府条例第 37 号）による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

２　前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。

３　前二項の規定にかかわらず、入札監視委員会委員のうち府の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。

（支給方法）

第６条　入札監視委員会委員が審査会に出席する場合におけるその報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この要綱に定めがない事項については、常勤の職員の例による。

（審査会の会議）
第７条　審査会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。
２　審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
３　審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。
４　会長は、審査会を招集できない場合は、各委員に議事を回付し可否を伺うことで議決に代えることができる。

（部会の設置等）
第８条　審査会に部会を設置し、部会に部会長及び副部会長を置く。部会の組織は、別表２に掲げる者をもって充てる。
２　部会長は、部会の会務を総括する。
３　副部会長は、部会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
４　部会の事務は、以下のとおりとする。
(1)　工事部会については、建設工事、測量・建設コンサルタント等に係る第２条第１項第１号に掲げる事務のうち入札参加資格審査申請者の入札参加資格の有無の審査、同項第２号に掲げる入札参加資格審査申請者の等級区分の実施に関する審査、同条第２項第１号に掲げる事務のうち入札参加申請者の入札参加資格の有無の審査並びに同項第２号に規定する審査
(2)　工事部会については、予定価格が１億８千万円未満の建設工事案件及び住宅まちづくり部発注の電気・機械設備工事案件に係る第２条第５項に規定する調査及び審査のうち発注機関から契約内容に適合した履行がされないおそれがないと審査会に報告された案件の調査及び審査
(3)　物品委託役務部会については、物品調達及び委託役務に係る第２条第１項第１号に掲げる事務のうち入札参加資格審査申請者の入札参加資格の有無の審査
(4)　物品委託役務部会については、予定価格が２千万円以上の物品調達に係る案件にあっては、第２条第２項第１号に掲げる事務のうち入札参加申請者の入札参加資格の有無の審査及び同項第２号に規定する審査、予定価格が２千万円以上の物品調達に係る案件で内容が同一の物品を同一会計年度に反復的に発注するもののうち、既に審査会の審査を経た案件と同一の参加資格等で公告するもの及び予定価格が２千万円未満の物品調達に係る案件にあっては、第２条第２項第１号及び第２号に規定する審査
(5)　物品委託役務部会については、委託役務に係る第２条第２項第１号に掲げる事務のうち入札参加申請者の入札参加資格の有無の審査並びに同項第３号に規定する審査
(6)　物品委託役務部会については、予定価格が２千万円未満の委託役務案件に係る第２条第５項に規定する調査及び審査のうち発注機関から契約内容に適合した履行がされないおそれがないと審査会に報告された案件の調査及び審査

５　前条の規定にかかわらず、部会の事務については、部会の決議をもって審査会の決議とする。

（部会の会議）
第９条　部会長は、必要があると認める場合は、前条第５項の規定に関わらず、第７条に規定する審査会に部会の事務に関する審査を付すことができるものとする。
２　前条で定めるもののほか、部会の会議については第７条の規定を準用する。

（各部局長等への委任等）
第１０条　第２条に規定する事務のうち、次に掲げる事務については、各部局又は予算執行機関に置く審査会等に委ねる。
(1)　予定価格が１億８千万円未満の建設工事並びに予定価格が２千万円未満の測量・建設コンサルタント等及び委託役務に係る第２条第２項第１号に規定する事務及び同条第３項に規定する事務

(2)　公募型プロポーザル方式により事業者を選定する案件のうち、次に掲げる案件に係る第２条第４項に規定する事務

イ　予定価格が２千万円未満（内容が共通する業務等を反復的に発注する場合については、年間発注予定総額が２千万円未満）の案件

ロ　緊急雇用創出基金事業及びふるさと雇用再生基金事業については、人件費相当額を除く経費が２千万円未満の案件

ハ　内容が共通する業務等を反復的に発注する場合で、既に審査会の審査を経た案件と同一の応募資格等で公募する案件（同一会計年度に属するものに限る。）

２　公募型プロポーザル方式により事業者を選定する予定価格が２千万円未満の案件であっても、新たな行政課題の対応等により発注部局が必要があると認めるものについては、契約局審査会の審査に付すことができるものとする。

３　各部局長等は、第１項の審査会等の組織及び審査結果について契約局長に通知するものとする。

（指名競争入札への準用）

第１１条　この要綱の規定は、指名競争入札に参加する者（経常建設共同企業体を含む。）に必要な資格要件を定める場合の審査及び入札参加資格審査申請者の入札参加資格の有無の審査並びに契約する案件における入札参加者の指名の審査及び非指名理由に係る苦情の審査について準用する。

（各部局の規定の準用）

第１２条　契約局が行う一般競争入札、指名競争入札に関しては、各部局で定める規定を準用することができる。

（事務局）

第１３条　審査会の庶務は、総務部契約局総務委託物品課において行う。

２　工事部会の庶務は、総務部契約局建設工事課において行う。

３　物品委託役務部会の庶務は、総務部契約局総務委託物品課において行う。

（その他）

第１４条　この要綱に定めるものほか、審査会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附　則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

この要綱は、平成17年10月3日から施行する。

この要綱は、平成18年4月3日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

この要綱は、平成21年10月16日から施行する。

この要綱は、平成22年2月1日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年2月15日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

別表1　審査会の構成（第3条関係）

会　長	副会長	委　　員
契約局長	契約局副理事 （調整担当）	総務委託物品課長 総務委託物品課　参事（監察担当） 建設工事課長 建設工事課　参事（検査統括） 同　参事（調整担当） 同　参事（業務担当） 同　参事（建築検査担当） 同　参事（土木検査担当） 同　参事（設備検査担当）

別表2　部会の構成（第8条関係）

（1）　工事部会		
部会長	副部会長	委　　員
建設工事課長	建設工事課 参事（調整担当）	建設工事課　参事　（業務担当） 同　建築入札契約ｸﾞﾙｰﾌﾟ長 同　土木入札契約ｸﾞﾙｰﾌﾟ長

（2）　物品委託役務部会		
部会長	副部会長	委　　員
総務委託物品課長	総務委託物品課 委託役務ｸﾞﾙｰﾌﾟ長	総務委託物品課　物品調達ｸﾞﾙｰﾌﾟ長 同　課長補佐（総合評価担当）